

記載例

しまね長寿の住まいリフォーム事業 補助対象工事積算内訳書(見積り)

区分	部位	箇所	項目	内容	数量	単価	金額(税込)	備考	
総工事費(契約額)							A 3,750,000	A×1/2 1,875,000	
① 補助 対象 工事 費	浴室	浴室	既設浴槽撤去処分		1.0	式	50,000		
			土間打設	盛土、砂利敷、土間コンt=120	3.0	m ²	10,000	30,000	
			ユニットバス設置	〇〇製1616型	1.0	基		600,000	設備工事共
		給湯設備	基礎工事		1.0	式		10,000	
			エコキュート設置	〇〇製370L型	1.0	台		400,000	設備工事共
			計					1,090,000	補助金額 250,000
	トイレ	トイレ	既設土間・壁・便器撤去		1.0	式		50,000	
			床嵩上げ工事(下地)	木製根太組み、構造合板下張り	2.0	m ²	8,000	16,000	
			“(仕上げ)	複合フローリングt12張り	2.0	”	10,000	20,000	
			腰掛便器設置	〇〇製〇〇節水型	1.0	箇所		250,000	
			壁改修工事	PBt12. 5、ビニルクロス張り	12.0	m ²	3,000	36,000	
			巾木取付	木製H=60	52.0	m	1,000	52,000	
			手すり設置	木製L型L=900	1.0	”		10,000	
			計					434,000	補助金額 99,000
	廊下 階段 玄関 洗面 脱衣室	廊下	床補強重ね張り	既設の上、複合フローリングt=12張り	5.0	”	12,000	60,000	
敷居切下げ				4.0	箇所	5,000	20,000		
建具取替			木製引違戸	4.0	”	35,000	140,000		
階段		手すり取付	木製L=3.500	1.0	箇所		50,000		
		計							
玄関		取付部壁改修工事(下地)	壁仕上げ一部撤去、下地補強	1.0	式		15,000		
		“(仕上げ)	PBt=12. 5、ビニルクロス張り	2.0	m ²	3,000	6,000		
		手すり取付	木製縦型L=600	2.0	箇所		10,000	20,000	
洗面 脱衣室		床嵩上げ工事(下地)	木製根太組み、構造合板下張り	3.0	m ²	8,000	24,000		
		“(仕上げ)	複合フローリングt=12張り	3.0	”	10,000	30,000		
		巾木取付	木製H=60	2.0	m	1,000	2,000		
計						367,000	補助金額 84,000		
居室	食事室	IHヒーター設置	〇〇製〇〇節水型	1.0	台		200,000	電源工事共	
		水栓取替	レバーハンドル式	1.0	個		3,000		
	特定寝室	既設置撤去処分		1.0	m ²		15,000		
		床嵩上げ工事(下地)	木製根太組み、構造合板下張り	12.0	m ²	8,000	96,000		
		“(仕上げ)	複合フローリングt=12張り	12.0	”	10,000	120,000		
		出入り口スロープ取付	木製	1.0	箇所		5,000		
		計					439,000	補助金額 100,000	
	合計(税込) B 2,330,000							合計 400,000	
② 介護保険適用工事費(補助対象外)	屋外スロープ・手すり設置、居間のドアを引き戸に取替						150,000	※判定欄(記載不要)	
③ 他の補助金利用(補助対象外)							500,000	20 ≤ B ≤ 500万円 □	
④ その他工事費(①~③除く工事費、補助対象外)							770,000	1/2 × A ≤ B □	

〇〇邸バリアフリーリフォーム工事

会社名	印	担当者
-----	---	-----

- 註) 1. 総工事費欄には総工事費(契約額)(A)を記載し、備考欄青枠内にその2分の1の額(A×1/2)を記載してください。
 2. 総工事費(A)の内訳として、①補助対象工事費及び②~④の補助対象外工事費額を案分して記載してください。
 3. ①補助対象工事費は、浴室、トイレ、廊下・階段、居室の区分別の工事の項目、内容及び工事金額及びその合計額(B)を記載してください。
 4. 赤枠内に各区分ごとの補助金額(工事費計の23%以内かつ限度額以内)及び合計額(40万円が上限)を記載してください。
 各部位ごとの上限は、浴室部25万円、トイレ部15万円、廊下・階段部15万円、居室10万円です。
 5. 屋根、外壁、外部サッシ、天井・壁(ただし、バリアフリー改修に係る部分は除く)及び照明器具等は、対象外です。
 6. 電気・給排水衛生設備工事は、屋内つなぎ工事が対象です。